

モデル給与例（行政職職員）

（単位：円）

職階	年齢	扶養親族	勧告前				勧告後				年間給与の増加額
			減額措置前		減額措置後		減額措置前		減額措置後		減額措置後
			月額	年間給与	月額	年間給与	月額	年間給与	月額	年間給与	
主事	25	独身	208,110	3,361,000	208,110	3,361,000	208,506	3,326,000	208,506	3,326,000	35,000
主任主事	30	配偶者	260,295	4,185,000	260,295	4,185,000	260,475	4,136,000	260,475	4,136,000	49,000
主査	35	配偶者、子一人	316,050	5,137,000	316,050	5,131,000	316,126	5,073,000	316,126	5,067,000	64,000
副主幹	40	配偶者、子二人	358,680	5,823,000	358,680	5,816,000	359,152	5,757,000	359,152	5,751,000	65,000
主幹	45	配偶者、子二人	412,125	6,777,000	412,125	6,761,000	412,594	6,696,000	412,594	6,681,000	80,000
課長補佐	50	配偶者、子二人	456,988	7,511,000	450,622	7,388,000	457,135	7,415,000	450,767	7,294,000	94,000
課長	-	配偶者、子二人	590,952	9,447,000	567,095	9,097,000	591,269	9,337,000	567,378	8,990,000	107,000
部長	-	配偶者	691,845	11,458,000	657,641	10,960,000	692,321	11,312,000	658,052	10,817,000	143,000

注1 月額および年間給与は、大学卒上級採用者を例に、基本給、扶養手当、管理職手当および地域手当を基礎に算出しています。

2 「減額措置前」の欄には平成20年度から平成22年度までにおける職員の給与の特例に関する条例による減額措置前の額を、「減額措置後」の欄には同条例による減額措置後の額を記載しています。

3 減額措置の内容については、基本給、管理職手当などの減額となっています。